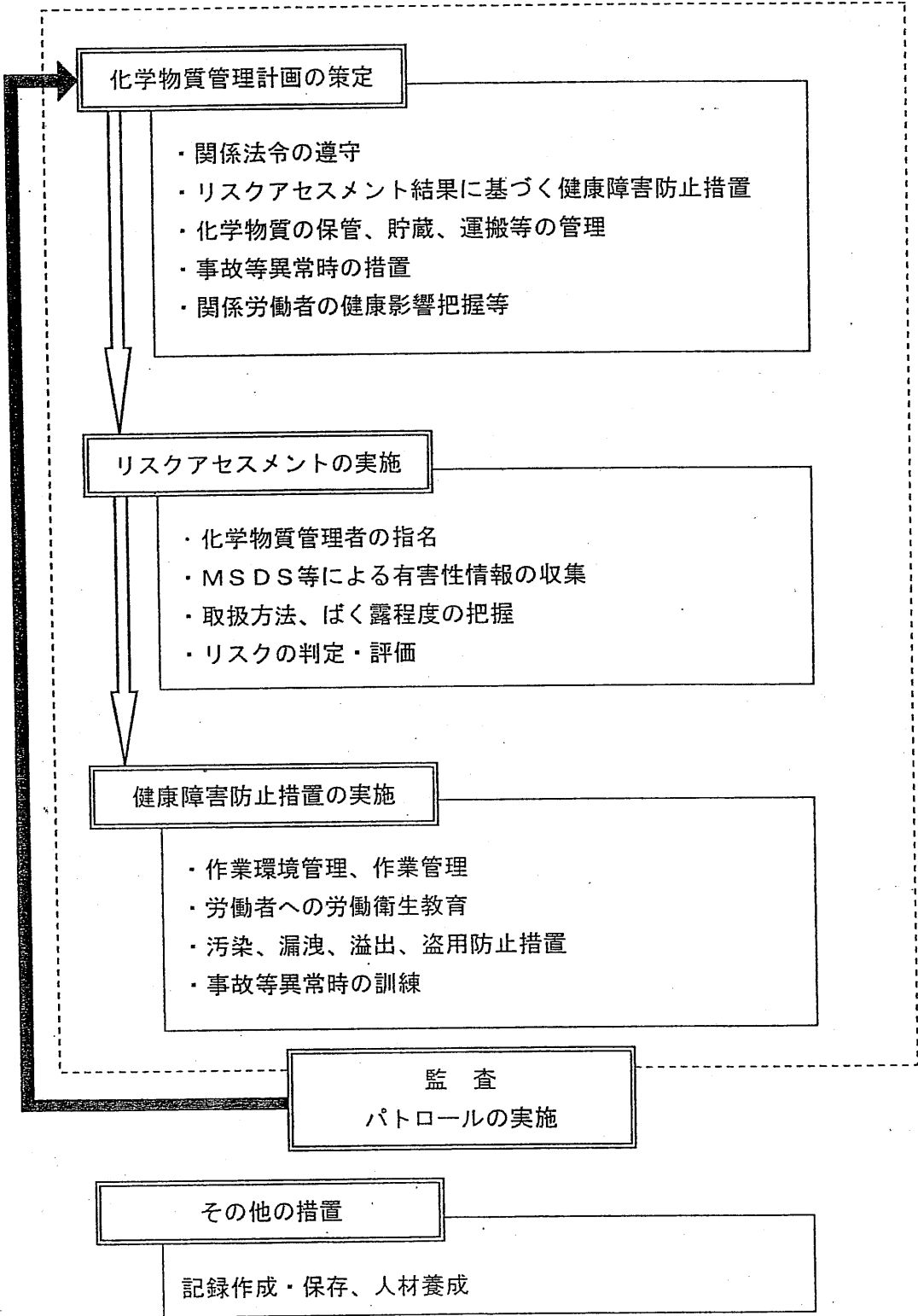
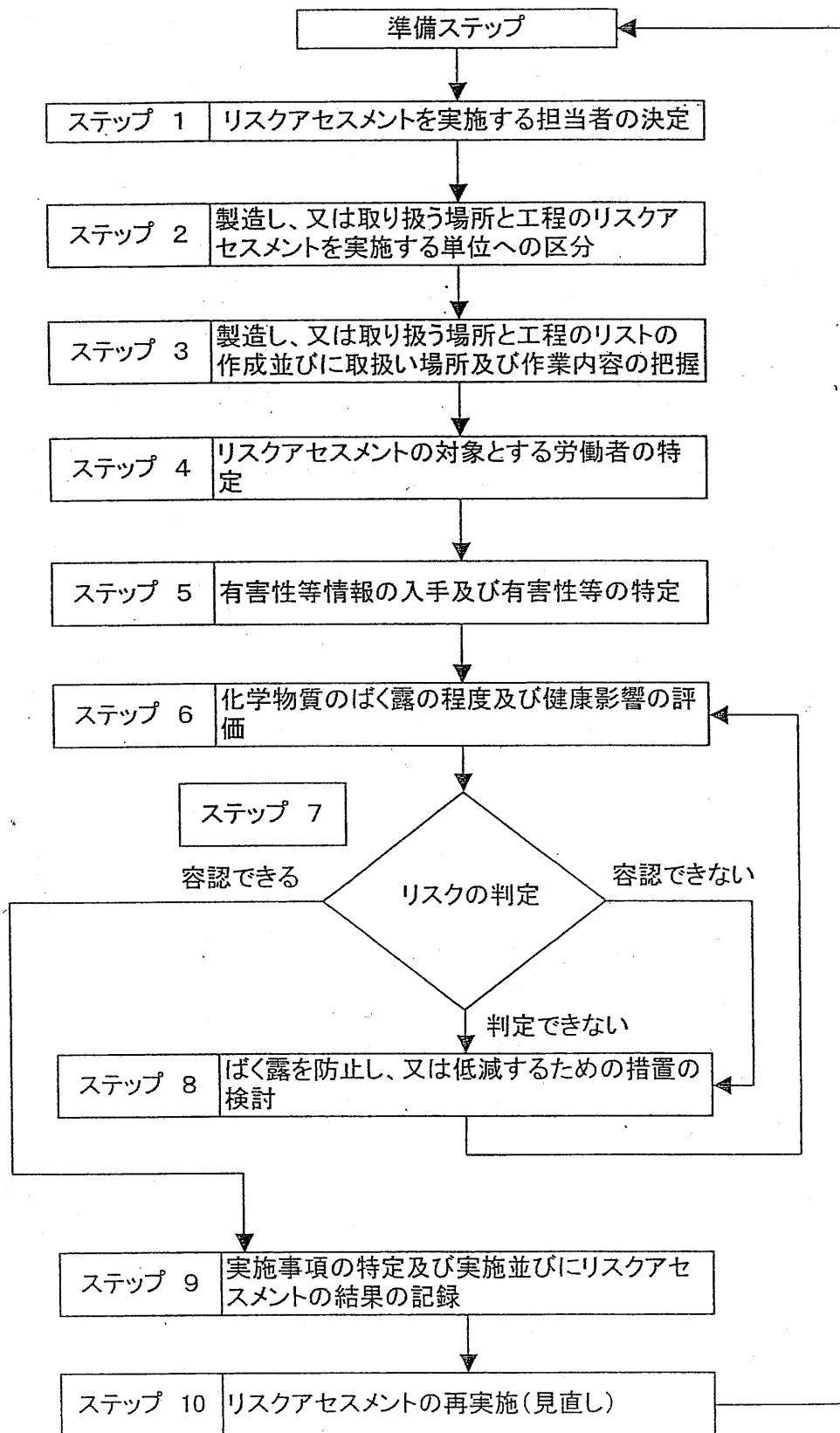


化学物質管理指針※の概要



※化学物質管理指針：化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針（労働安全衛生法第58条第2項の規定に基づく指針）

リスクアセスメントについて



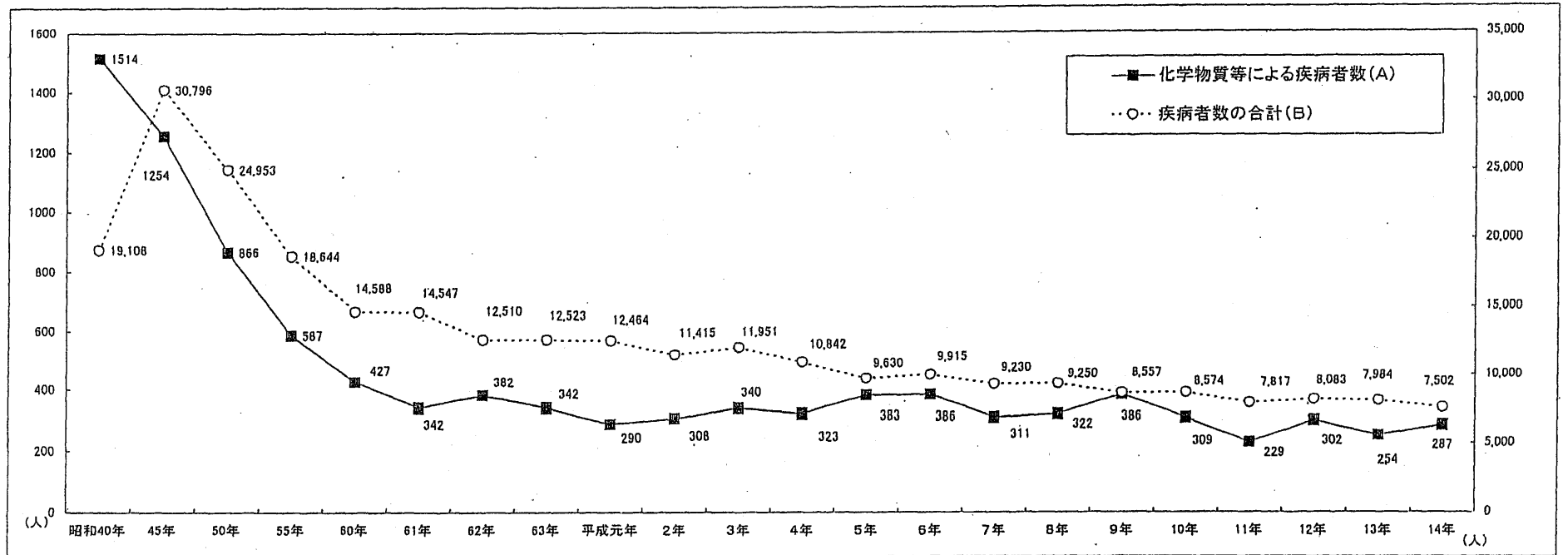
化学物質等による疾病発生状況

●労働災害死傷病報告で把握した化学物質等による疾病(休業4日以上急性中毒等)の発生状況

	昭和40年	45年	50年	55年	60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
化学物質等による疾病者数(A)	1514	1254	866	587	427	342	382	342	290	308	340	323	383	386	311	322	386	309	229	302	254	287
疾病者数の合計(B)	19,108	30,796	24,953	18,644	14,588	14,547	12,510	12,523	12,464	11,415	11,951	10,842	9,630	9,915	9,230	9,250	8,557	8,574	7,817	8,083	7,984	7,502
A/B×100[%]	7.9	4.1	3.5	3.1	2.9	2.4	3.1	2.7	2.3	2.7	2.8	3.0	4.0	3.9	3.4	3.5	4.5	3.6	2.9	3.7	3.2	3.8

注1: 疾病者数の合計(B)は、労働安全衛生規則第97条に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業した際に提出する労働者死傷病報告(様式第23号:休業4日以上を対象とした様式)のうち業務上疾病に該当するものを各年発生分を翌年3月末時点で集計したもの。

注2: 化学物質等による疾病者数(A)は、上記Aのうち労働基準法施行規則別表第一の2第4の化学物質等による疾病に該当するものから酸素欠乏症分を除いたもの。



職業がんの労災補償状況

各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別内訳

(単位：人)

年 度						
疾病名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	7	4	4	7	8
ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	1	3	4	4	1
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	1
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	22	42	42	52	54	77
ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	1	0	0	0	0	0
電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	1	1	1	0
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	4	4	6	15	5
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	4	2	6	4	4	2
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	1	1	0	0	0
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	1	0	0
亜鉛黄又は黄鉛による肺がん	0	0	0	0	0	0
ジアニシジンによる尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
その他のがん	1	0	0	0	0	0
計	38	57	61	72	85	94

平成13年の労働環境調査による化学物質管理の状況について

約1万事業所等を対象にした平成13年の労働環境調査によると、化学物質管理の状況の概要は以下のとおり。

化学物質取扱業務の有無及び化学物質管理計画の策定の有無別事業所割合

(単位:%)

事業所規模	事業所計	化学物質取扱業務がある	化学物質管理計画の策定			化学物質の取扱業務がない
			策定している	策定の予定がある	策定の予定はない	
総数	100.0	20.9(100.0)	(30.6)	(22.7)	(46.7)	79.1
1,000人以上	100.0	88.1(100.0)	(77.9)	(16.4)	(5.7)	11.9
500～999人	100.0	80.8(100.0)	(64.9)	(24.4)	(10.7)	19.2
300～499人	100.0	66.8(100.0)	(58.7)	(24.5)	(16.9)	33.2
100～299人	100.0	47.8(100.0)	(39.1)	(31.1)	(29.8)	52.2
50～100人	100.0	29.3(100.0)	(29.2)	(27.3)	(43.6)	70.7
30～49人	100.0	21.7(100.0)	(28.1)	(22.4)	(49.6)	78.3
10～29人	100.0	15.0(100.0)	(24.5)	(18.6)	(56.9)	85.0

化学物質管理担当者の選任状況別事業所割合

(単位:%)

事業所規模	化学物質の取扱業務が有る事業所	選任している	選任の予定がある	選任の予定はない
総数	100.0	45.6	15.9	38.5
1,000人以上	100.0	80.5	14.6	4.8
500～999人	100.0	73.0	16.2	10.8
300～499人	100.0	69.7	17.0	13.3
100～299人	100.0	54.8	20.6	24.7
50～100人	100.0	45.8	17.9	36.3
30～49人	100.0	41.7	17.2	41.1
10～29人	100.0	40.3	13.2	46.6

化学物質等安全データシートの添付状況及び周知状況別事業所割合

(単位:%)

事業所規模	化学物質の取扱業務が有る事業所	何らかの形で添付している	周知状況		添付する予定がある	添付する予定はない
			常時内容が確認できるように なっている	常時内容が確認できるように なっていない		
総数	100.0	57.4(100.0)	(82.9)	(17.1)	11.2	31.4
1,000人以上	100.0	98.1(100.0)	(95.4)	(4.6)	0.9	1.0
500～999人	100.0	92.3(100.0)	(92.7)	(7.3)	5.8	1.9
300～499人	100.0	87.4(100.0)	(89.9)	(10.1)	7.3	5.3
100～299人	100.0	77.3(100.0)	(83.4)	(16.6)	9.9	12.8
50～100人	100.0	63.9(100.0)	(81.1)	(18.9)	12.1	23.9
30～49人	100.0	58.2(100.0)	(80.2)	(19.8)	10.4	31.4
10～29人	100.0	43.8(100.0)	(82.1)	(17.9)	12.4	43.8

平成二二年労働安全衛生基本調査

調査の概要

この調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び労働災害発生状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識、安全衛生教育の実施状況等の実態を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的として、平成二二年一月に実施したものである。

調査対象は、日本標準産業分類による、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店（その他の飲食店を除く）及びサービス業のうち洗濯・理容・浴場業、旅館、その他の宿泊所、娯楽業、自動車整備業、機械・家具等修理業、物品賃貸業、映画・ビデオ製作業、その他の事業サービス業、廃棄物処理業に属する常用労働者を一〇人以上雇用する民営事業所のうちから一定の方法で抽出した約一万二、〇〇〇事業所及び常用労働者一万七、七〇〇人とした。

調査の内容は、原則として平成二二年一〇月三十一日現在の状況である。

労働安全衛生マネジメントシステムの導入予定及び導入しない理由別事業所割合

(%)

区分	労働安全衛生マネジメントシステムを導入していない事業所計	導入予定あり	導入予定なし	導入しない理由（複数回答）						
				十分な知識を持った人材がいないため	導入にお金がかかりすぎるため	導入の手法がわからないため	入札資格等の経営上のメリットがないため	災害防止についての効果が見込めないため	内容がわからないため	その他
合計 (事業所規模)	100.0	19.1	80.9 (100.0)	(42.5)	(12.0)	(25.4)	(5.8)	(3.6)	(49.1)	(25.1)
1,000人以上	100.0	72.2	27.8 (100.0)	(26.4)	(9.3)	(21.6)	(1.4)	(9.9)	(26.6)	(53.0)
500～999人	100.0	55.4	44.6 (100.0)	(37.3)	(10.3)	(20.9)	(0.9)	(7.2)	(28.7)	(43.6)
300～499人	100.0	43.6	56.4 (100.0)	(38.3)	(9.9)	(25.0)	(5.3)	(5.4)	(39.4)	(32.5)
100～299人	100.0	31.8	68.2 (100.0)	(46.5)	(10.6)	(26.9)	(5.0)	(4.6)	(42.7)	(26.3)
50～99人	100.0	27.5	72.5 (100.0)	(47.2)	(10.8)	(29.7)	(3.4)	(4.3)	(43.2)	(24.8)
30～49人	100.0	22.6	77.4 (100.0)	(46.1)	(14.2)	(27.4)	(6.3)	(5.1)	(43.0)	(24.9)
10～29人	100.0	16.5	83.5 (100.0)	(41.3)	(11.9)	(24.6)	(6.0)	(3.2)	(51.0)	(25.1)

(参考)

GHS (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に関する 国際連合勧告について

平成15年に、人の健康の確保等を強化すること、化学品の国際取引を促進すること等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、各々の危険有害性について、一定の基準に基づき、その程度等を区分けし、危険有害性の程度等に応じて、ドクロマーク等の絵表示(ピクトグラム)を付すこと、一定の手順により化学物質等安全データシート(MSDS)を作成すること等を内容とする化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)が、国際連合から勧告として公表(以下「GHS」という。)され、平成20年までの完全実施、また、APEC域内においては、平成18年末までの実施が求められている。その概要は以下のとおり。

(1) 表示

表示(ラベル)に必要な情報は、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きと絵表示(ピクトグラム)、製品の特名、供給者の特定である。

GHSで示された危険有害性の基準を満たす化学品は、供給者から作業場に供給される容器にGHSによる表示が付けられ維持されること、移し替えられた作業場の容器、装置等にGHSに基づく表示を使用すること、ただし容器の大きさ等から異なる表示様式等でも差し支えないこと等が求められている。

(絵表示の例)



(2) 化学物質等安全データシート(MSDS)

GHS国連勧告で示された危険有害性の基準を満たす化学品は、下記の内容のMSDSの作成が求められている。

化学物質等及び会社情報、 危険有害性の要約、 組成、成分情報、 応急措置、 火災時の措置、 漏出時の措置、 取扱い及び保管上の注意、 ばく露防止及び保護措置、 物理的及び化学的性質、 安定性及び反応性、 有害性情報、 環境影響情報、 廃棄上の注意、 輸送上の注意、 適用法令、 その他の情報

事業場における自律的な化学物質管理の取組状況

平成13年の労働環境調査（厚生労働省）によると、化学物質の取扱業務のある事業所のうち、「化学物質管理計画」を策定している事業所は31%、策定の予定がある事業所は23%、策定予定はない事業所は47%、また、化学物質管理担当者を選任している事業所は46%、選任の予定がある事業所は16%、選任予定はない事業所は39%である。

特別規則

職場の化学物質管理に係る特別規則には、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び鉛中毒予防規則があり、これらの規則により、アセトン、キシレン、水銀等の109物質に対して、物質の種類等に応じて、全体換気装置、局所換気装置の設置等の必要なばく露防止方法等を定めている。